

職業安定分科会(第 211 回)	資料3-2
令和7年3月 21 日	

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の一部を改正する件案概要

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の一部を改正する件案について (概要)

職 業 安 定 局
高齢者雇用対策課

1. 改正の趣旨

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）附則第 3 項の経過措置が令和 6 年度末で終了することに伴い、高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 560 号）について所要の改正を行うもの。

2. 概要

改正法附則第 3 項の規定による経過措置に係る事項の廃止

3. 根拠法令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項、第 4 項

4. 告示日等

告示日：令和 7 年 3 月下旬（予定）

適用期日：令和 7 年 4 月 1 日